

環境委員会 現地視察資料

陳情第52号 市の横暴な対応問題と中原区上小田中の騒音問題の改善を求める陳情

資料1 案内図

資料2 用途地域図

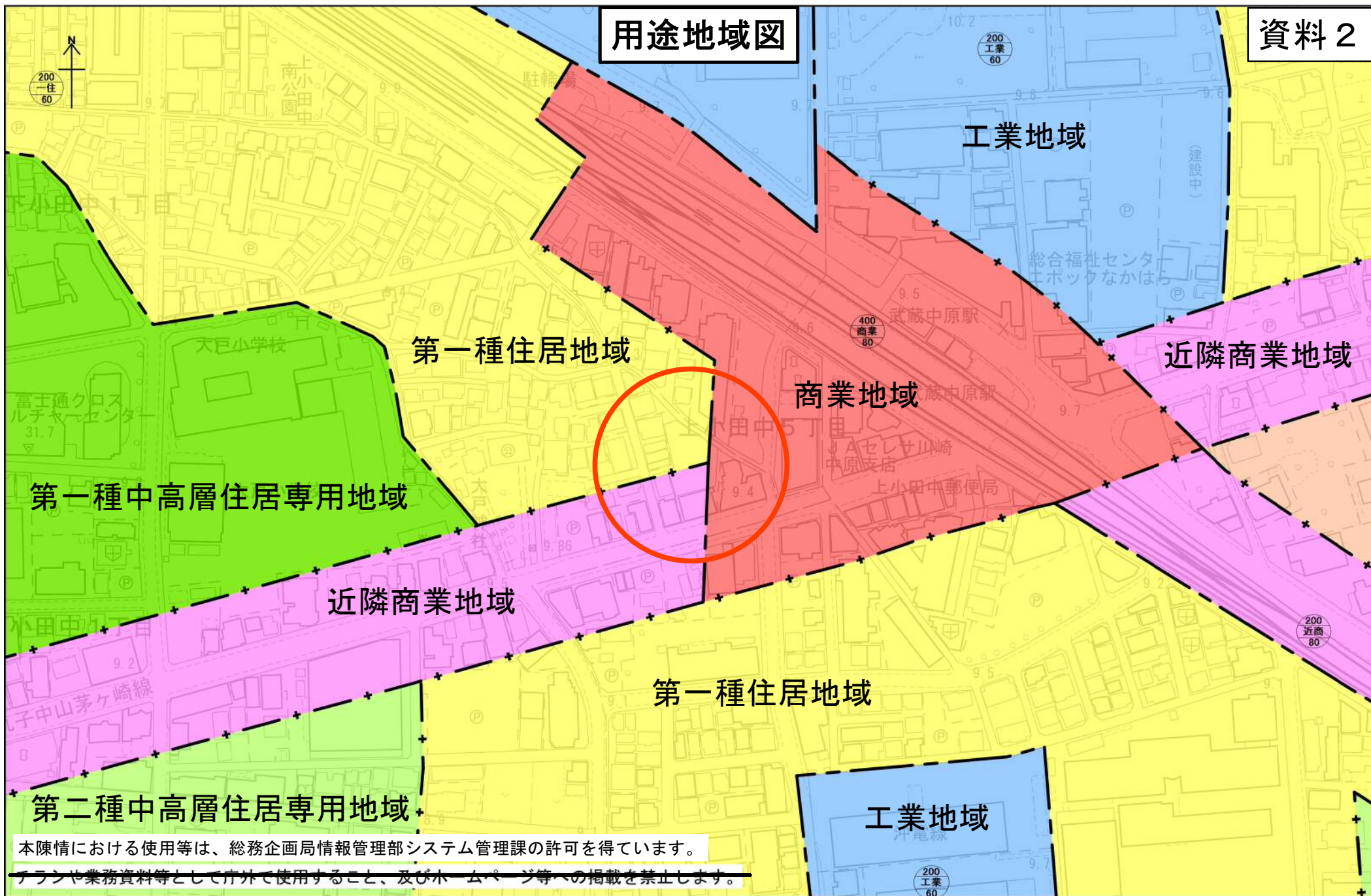
資料3 騒音の規制基準

令和2年7月17日

環境局

用途地域図

資料 2



本陳情における使用等は、総務企画局情報管理部システム管理課の許可を得ています。

チラシや業務資料等として庁外で使用すること、及びホームページ等への掲載を禁止します。

騒音の規制基準

資料 3

騒音規制法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

用途地域	騒音の規制基準（単位：デシベル）		
	時間 午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで 及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45
備考	<p>●騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>1 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値</p> <p>2 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均</p> <p>3 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値</p> <p>4 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値</p>		